

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件  
控訴人 市民オンブズマン橋本 外20名  
被控訴人 栃木県知事 福田 富一

## 控訴審証拠説明書 1

2012(平成24)年2月8日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人の代理人 弁護士 大 木 一



号証	証拠の標目 (原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲A 11の 1	ハッ場ダム費用支出差止等 請求住民訴訟公に関する意見 書/写し	2009.01.07	人見剛	茨城県のハッ場ダム事業に対する公 金支出の違法性が争われた水戸地裁 平成16年(行ウ)第20号事件におい て提出された意見書で、1日校長事 件最高裁判決(最判平成14年12月15 日)の身振筆跡を検寸したうえで、 上記事件における先予行為の違法性 と財務会書行為との関係が論じられ ている。
甲A 11の 2	略歴・主要業績 /写し	同上	同上	甲A11の1・意見書の作成者であ る人見剛教授の経歴・主要業績
甲A 12	ハッ場ダム住民訴訟公に関する 意見書—東京地裁判決の 治水問題に関する判断に ついて /写し	2010.11.30	人見剛立教大学 教授	1 本件原判決である東京地裁判 決が、治水負担金の違法性判断に ついて、最高裁1日校長事件の判 断基準を援用したことは、誤りで ること、 2 上記最高裁判決は、4号請求の 事案であるのに、原判決は、本件

				<p>における1号請求も上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用した点が誤りであること、</p> <p>3 上記最高裁判決は、先予行為の権限濫用(教育委員会)の判断を財務会計行為の権限濫用(知事)が尊重する必要があるという特殊事案における判断基準を示したものであるのに、原判決は、上記のような特殊事案でなく、先予行為の権限濫用(国土交通大臣)の判断を、都知事が尊重しなかつたならばならないような関係がなく、河川法63条の要件を充足していなければ支出が違法となる事案であるにもかかわらず、漫然と上記最高裁判決の基準を援用した点が誤りであること、</p> <p>4 本件の場合ダム建築計画、河川法63条に基づく負担金支出命令が違法であることについては、被控訴人側に主張立証責任があるのに、実質的に、控訴人に、その主張立証責任を転換させた点で、原判決に誤りがあること等。</p>
甲B 150	第176国会衆議院予算委員会議事録(抜粋) /写し	2010.10	衆議院	<p>黒淵国土交通大臣が、2010年10月12日の衆議院予算委員会において、河野大臣陪議員の質問に対し、利根川水系河川整備基本方針策定に当たって、洪水の再増算に用いた観測雨量の数値は、1958年9月が31.77mm、1959年8月が65mm、1982年が115mm、1998年が125mmであると答えた事実</p>
甲B 151 の1	「利根川の基本高水に関する質問主意書」 /写し	2010.10.15	衆議院議員河野 太郎	河野大臣陪議員が、2010年10月15日に提出した「利根川の基本高水に関する質問主意書」の内容

<p>甲B 151 の2</p> <p>「衆議院議員河野大樹氏提 出利根川の基本高水に関する 質問に対し、別紙答弁書 を送付する。」と題する書 面 /写し</p>	<p>2010. 10. 26</p>	<p>内閣総理大臣菅 直人</p>	<p>内閣総理大臣が、上記質問主意書に 対する回答中で、利根川については 、貯留異数除去によって流域における 降雨量から河川の流量を求める際、 いずれの洪水についても、共通のK 値、P値、一時流出率及び滞り帯期間 を用いているが、鮎川雨量について は、洪水ごとに異なる値を用いて計 算していること、1998（平成10 ）年9月洪水時の降雨量から河川の 流量を流出計算モデルにより再現す るために国交省が設定したK値、P 値、一時流出率、滞り帯期間及び鮎川 雨量を用いて、1947（昭和22） 年9月の洪水（カスリン台風）時の 降雨量から河川の流量を求めた場合 の洪水ピーク流量を計算することは 、当該値の計算に係る作業等が期間 を要するため、お答えすることは困 難である。」等と回答したこと。</p>
<p>甲B 152</p> <p>馬淵内閣府特命担当大臣記 者会見要旨 平成22年10月 15日） /写し</p>	<p>2010. 10. 15</p>	<p>内閣府</p>	<p>馬淵国土交通大臣が、2010年10月15 日の記者会見において、「利根川の 治水計画に使ったデータ等に関して は、様々な意見があり、報道等も 挙がっているようにそれぞれ熱心に 検討していただいている」ことから 「情報公開を図りながら、できるか ぎり最新のデータ、あるいは科学的 技術的知見を用いて徹底的な点検を 行うこと」、「流出計算のモデルの 妥当性も含めて見直しを行うべきと いうことを河川局が指示した」旨述 べたこと。</p>
<p>甲B 153</p> <p>大臣発言 /写し</p>	<p>2010. 10. 22</p>	<p>国土交通省</p>	<p>馬淵国土交通大臣が、2010年10月22 日の記者会見において、「現在の河 川整備基本方針については、平成17 年度に社会資本整備審議会において 昭和15年に定めた基本高水ピーク流</p>

				<p>量が妥当か否か審議を行った上で策定したが、具体的などのようなようにして流出計算が行われたかという資料が確認できていないので、徹底的に調べるように指示したこと、及び「21, 200 m<sup>3</sup>/SIについては批准流量として計算については報告書、詳細が載っているが、22, 000 m<sup>3</sup>/SIについてはおそらく3行で示されているだけだ」等の発言をしたこと。</p>
甲B 154	大臣会見 /写し	2010. 11. 02	国土交通省	<p>馬淵国土交通大臣が、2010年11月02日の記者会見において、「ハッダ場ダム、あるいは利根川水系というものについて、当然国民の多くの方が注視しているわけですから、その基本となる基本方針で定められた基本高水についてしっかりと平成17年に検証を行っているなかつたということについては国土交通省として大変問題であると思っておりますので、それに対しては責任も含めて、私自身、当時行われたことに対しては大変遺憾である」等と述べたこと。</p>
甲B 155	大臣会見 /写し	2010. 11. 05	国土交通省	<p>馬淵国土交通大臣が、2010年11月05日の記者会見において、「現時点でこの資料一括としての資料は確認できませんでした。また、11月2日の会見でお答えしたとおり、平成17年度に現行の利根川水系河川整備基本方針を策定した際の、昭和155年度に定めた基本高水のピーク流量については、飽和雨量などの定数に関してその時点で適切なものかどうか十分が検証が行われていなかつたと考えております。結果から見れば、「22, 000トンありき」の検討を行ったということでもあります」等と述べたこと。</p>

<p>甲B 156</p> <p>「特設と課題（利根川流域の概要）」と題する書面 /写し</p>	<p>2005. 10</p>	<p>国土交通省</p>	<p>2005（平成17）年10月3日に召開れた第21回社会資本整備審議会河川整備基本方針検討委員会で配布された資料2-1で、同資料中には「観測史上最大の昭和22年カスリーン台風の実績降雨から推定される流量」という記述があること。</p>
<p>甲B 157</p> <p>第21回河川整備基本方針検討委員会議事録 /写し</p>	<p>2005. 10</p>	<p>国土交通省</p>	<p>2005（平成17）年10月3日に召開れた第21回河川整備基本方針検討委員会において、国交省の担当者が、「カスリーン台風の実績共有流量が八斗島地点でのピーク流量は毎秒2万2000m<sup>3</sup>となる」等と誤った説明していること。</p>
<p>甲B 158</p> <p>第28回河川整備基本方針検討委員会議事録 /写し</p>	<p>2005. 12</p>	<p>国土交通省</p>	<p>2005（平成17）年12月6日に召開れた第28回河川整備基本方針検討委員会において、国交省の担当者が、「治水計画としては、昭和55年に今の工事実施基本計画（既定計画）ができてございますが、このときも当然55年頃とあまり変わらなないという森林の状況を前提として計算して検討しているわけでございますし、実際に流出したものと併せて、その状況を確認しております。」「それからその後につきましては、最近の森林の状況そのものはあまり変わっていないのですが、既定計画策定以降も近年の森林の状況のものでも一応流出計算をしてみますと、同じ計算モデルで十分再現性が高いという状況が見取れます」等と説明していること。</p>
<p>甲B 159</p> <p>利根川水系河川整備基本方針・基本高水等に関する資料（案）」と題する書面</p>	<p>2005. 12</p>	<p>国土交通省</p>	<p>2005（平成17）年12月19日に召開れた第30回河川整備基本方針検討委員会において配布された資料で、「</p>

	/写し				基本高水のピーク流量は、各基準点における確率流量と観測史上最大の流量のいずれか大きい方を採用し、八斗島地点 $22,000\text{ m}^3/\text{S}$ と決定した」等と記載されていること。
甲B 160	第30回河川整備基本方針検討 討小委員会議事録 /写し	2005. 12	国土交通省	2005（平成17）年12月6日に召开された第30回河川整備基本方針検討小委員会において、国交省の担当者が、当日配布された資料（甲B第161号証）を示しながら、「2.6頁から2	2005（平成17）年12月6日に召开された第30回河川整備基本方針検討小委員会において、国交省の担当者が、当日配布された資料（甲B第161号証）を示しながら、「2.6頁から2
甲B 161	利根川水系工事実施基本 計画と利根川水系河川整備 基本方針（案）対比表」と 題する書面/写し	2005. 12. 19	国土交通省	2005（平成17）年12月6日に召开 た第30回河川整備基本方針検討小委 員会において配布された資料	2005（平成17）年12月6日に召开 た第30回河川整備基本方針検討小委 員会において配布された資料
甲B 162 の1	利根川の洪水流量計算に関 する質問主意書 /写し	2010. 11. 02	衆議院議員中島 隆利	中島隆利衆議院議員が、2010年11月 02日に提出した「利根川の洪水流量 計算に関する質問主意書」の内容	中島隆利衆議院議員が、2010年11月 02日に提出した「利根川の洪水流量 計算に関する質問主意書」の内容
甲B 162 の2	「衆議院議員中島隆利君提 出利根川の洪水流量計算に 関する質問に対し、別紙答 弁書を送付する。」と題す る書面 /写し	2010. 11. 12	内閣総理大臣臨 時代理国務大臣 仙谷由人	内閣総理大臣御新代埋国務大臣仙谷 由人が、上記質問主意書に対する回 答中で、昭和三十五年利根川水系工 事実施基本計画を変更した際の基本 高水のピーク流量の検定の趣旨にお いて行った流出計算は、将来的堤 防等の整備が進んだ状況を想定した 上で、洪水調節効果が存在しないと 過程して計算したものである」等と	内閣総理大臣御新代埋国務大臣仙谷 由人が、上記質問主意書に対する回 答中で、昭和三十五年利根川水系工 事実施基本計画を変更した際の基本 高水のピーク流量の検定の趣旨にお いて行った流出計算は、将来的堤 防等の整備が進んだ状況を想定した 上で、洪水調節効果が存在しないと 過程して計算したものである」等と

			記載したものの、「上流部の河道の改修してきたために下流部の危険が増大した」等という説明はしていないこと。
甲B 163	「ハッ場ダム建設事業について(回答)」と題する書面 /写し	2008. 09. 01	国土交通省関東地方整備局局长 菊川 滋
甲B 164	「準備書面(15)」と題する書面(抜粋) /写し	2008. 11. 25	弁護士橋本勇外
			<p>国土交通省関東地方整備局局长 菊川 滋が、2008(平成20)年9月1日付で、茨城県知事橋本昌の照会に対し行った回答であり、同局長が同回答中で、利根川水系河川整備基本方針について、「1 委員会における基本方針の検討においては、工事実施基本計画策定後の水利・水文データの蓄積等を踏まえ、次の3つの視点から検証がなされ、基本高水のピーク流量(毎秒22,000m<sup>3</sup>)は妥当であると判断されている。</p> <p>① 工事実施基本計画後に基本高水のピーク流量についての計画を変更するよう大きな出水が発生していない。</p> <p>② 蓄積された流量データを各種確率積手法を適用して、概ね200年に一度程度発生する洪水流量を算出すると、その範囲は毎秒22,000m<sup>3</sup>～30,300m<sup>3</sup>となる。</p> <p>③ 昭和22年9月洪水の実績降雨を用い、河川整備等による監視量の減少を考慮してハッ島地点のピーク流量を算出すると概ね毎秒22,000m<sup>3</sup>である。」(14頁)等と述べていること。</p>
			<p>東京地方裁判所平成16年(行ウ)第497号公金支出差止(住民訴訟)請求事件において、被告らから提出した準備書面であり、同事件の被告らは、同準備書面中で、利根川水系河川整備基本方針は、河川法16条3項よりその内容については、</p>

				治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期の観点に立って定める河川整備の目標であるから、その客観性及び公平性を十分に確保するとともに、総額の効果を総合的に考慮するため、社会资本整備審議会に意見を聞いているものであり、原告らの主張する到底不当な外信計画と言えるものでないと考える。」等と主張していたこと。
甲B 165 の1	利根川の基本高水に関する再質問主意書 /写し	2010. 10. 29	衆議院議員河野太郎	河野太郎衆議院議員が、2010年10月29日に提出した「利根川の洪水流量計算に関する再質問主意書」で、「平成10年9月洪水の実則値を再現するために国土交通省が用いたモデルのK値、P値、一次流出率、遅滞時間と飽和雨量12.5mmを用いて再計算すると基本高水のような値となるか、国土交通省の概算計算を行っていたのか」との質問をした事実
甲B 165 の2	「衆議院議員河野太郎君提出利根川の基本高水に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。」と題する書面 /写し	2010. 11. 09	内閣総理大臣菅直人	内閣総理大臣菅直人が、上記再質問主意書に対する回答中で、「国土交通省において、先の答弁書（平成二十二年十月二十六日内閣衆質一七六第六〇号）五について述べた「当該値の計算」を行った事実も、確認されていない。」と回答した事実
甲C 88	意見書 /原本	2010. 08. 23	田村達久	1 国土交通大臣と東京都との関係は、特ダム法に基づき負担金の請求権者とその責務者という「対等な」当事者関係であるとみなければならぬこと、 2 東京都外水道局長の裁量の性質ないし存在意義は、将来に向けて変化し続ける事実状態を絶えず正しく認識し、かつ、それを適切に平

価したうえで、新たな事実状態を基礎とそれに適合しうる新しい判断を絶えず行なうことが不可欠であることにあること、また、その判断がなされるに当たっては、多種多様な判断要素が適切か否比重をかけられたうえで総合的に比較衡量されていなければならないこと

3 行政裁量権が認められていることに伴い、個別具体的な事案についてその処理を行なうことを任務とする「専門的判断能力を備えた行政機関・行政庁」には、「個別具体的な事案の適切・公正判断義務」があるもので、裁判所による行政裁量の統制は、然るべく厳格・精密になされなければならないこと、

4 地方自治行政においては「効率性の義務・原則」が法定されており、水道事業を行なうに当たっては、効率性原則について、特段の配慮が求められていること、

5 ダム使用権設定申請の取下げを行なうか否かの判断に係る裁量権行使の適否の司法審査は、①判断の基礎とされた事実(状態)に関する認識が適正であるか、②①の判断の基礎とされた事実(状態)に関する必要かつ十分な調査がなされている、③①及び②を基礎とした将来予測が適正になされているか、④さらに、判断をなす上で重要な観点がすべて取り上げられているか、反対に、判断が入れられるべきでない観点が入れられていないか、⑤④を指摘したすべての重要な観点(各種の利益等の考慮要素)に適正な比重が与えられた上

				<p>で比較衡量がなされているか、に 着目してなされるべきであること 、また、前記審査においては、行 政の裁量権行使が当該事において利 用可能な最新の知見・知見に基づ いて実施されているか否かの問わ れ、審査されるべきであること等</p>
<p>甲C 89</p>	<p>週刊ダイヤモンド『水道危 機の対人』 ／写し</p>	<p>2009.12.05</p>	<p>株式会社週刊ダ イヤモンド</p>	<p>甲C89の10頁で引用されている雑 誌記事で、水道管をはじめとする各 種既存インフラ施設の更新・維持の ための経費が近年、水道事業の経営 をますます圧迫していること等</p>